
令和6年 第7回（定例）南部町議会議録（第4回）

令和6年12月18日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和6年12月18日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

日程第4 請願、陳情委員会付託

日程第5 上程議案委員会付託

（追加提案）

日程第6 議案第93号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第94号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第95号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）

日程第9 議案第96号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第97号 令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第98号 令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

日程第4 請願、陳情委員会付託

日程第5 上程議案委員会付託

（追加提案）

日程第6 議案第93号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第94号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第8 議案第95号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）
日程第9 議案第96号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第97号 令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第98号 令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

出席議員（13名）

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 塚田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 瞳雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鶴 義文君
12番 板井 隆君	13番 真壁 容子君
14番 景山 浩君	

欠席議員（1名）

11番 仲田 司朗君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	杉谷元宏君
事務局長代理	本田秀和君	書記	藤下夢未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	宮永二郎君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	田村誠君	総務課課長補佐	石谷麻衣子君
企画政策課長	松原誠君	デジタル推進課長	岡田光政君
防災監	田中光弘君	税務課長	三輪祐子君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君

教育次長 岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 水 嶋 志都子君
病院事務部長 畑 岡 宏 隆君 健康福祉課長 前 田 かおり君
福祉事務所長 泉 潤 哉君 建設課長 岩 田 政 幸君
産業課長 藤 原 宰君 監査委員 坂 口 正 治君
監査委員事務局長 田 子 勝 利君

午前 9 時 20 分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、滝山克己君、7 番、米澤睦雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第 3、昨日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、2 番、井原啓明君の質問を許します。

2 番、井原啓明君。

○議員（2 番 井原 啓明君） 2 番、井原啓明でございます。質問に当たりまして、私ごとで開会が遅れたことをまずもっておわびいたしますので、本当、すみませんでした。

それでは、2 番、井原啓明、通告しました 2 点について質問いたします。

まず、質問事項は、島根原発再稼働に当たっての原子力防災についてです。

質問の趣旨及び背景は、今年 12 月、島根原発が、福島原発事故による稼働停止から 12 年ぶりに再稼働が、ここでは計画となっていますが、再稼働されました。島根原発近辺には活断層が

確認されており、地震、津波による事故の発生の懸念があります。鳥取県や30キロ圏内の境港市、米子市は、市民に対する丁寧な説明もないまま、再稼働を容認いたしました。今年の夏のことです。要望により避難計画が策定され、11月には避難訓練も実施されましたが、参加された皆さんからも実効性について不安の声が出ています。山陰地方は、特に冬の間、北西の季節風が強く、春には偏西風による黄砂が舞います。こんなとき、事故が起きた場合の放射能の影響は30キロ圏内と変わらないと専門の学者の方も言われています。そんな中で、原発に対する南部町の原発事故の防災に対する基本的な考えを問います。

質問の要旨、第1は、町独自の防災対策が必要ではないか。

2番目としては、県は避難計画を策定し、訓練も実施しました。その内容も精査しつつ、南部町版避難計画をつくる必要があるのではないでしょうか。

3番目、避難計画には避難場所、避難先、避難道路の確保等が必要であり、南部町だけではなく、他市町村との連携が重要であると考えます。こういった問題は、西部地域、西部広域で協議する課題ではないでしょうか。

4番目として、町として原発再稼働反対、そして廃炉を求める考えはないでしょうか。

2番目の質問事項です。南部町のごみ分別・減量化の取組についてです。

趣旨及び背景は、南部町のごみ回収は、西伯地区、会見地区、それぞれで実施され、焼却ごみ、資源ごみと、収集カレンダー・分別表や分別冊子によって町民に周知され、実施されています。しかし、実態を見ると、集落ではごみ収集時に当番さんや区長さんが立ち会ったり、確認されたり、中には、ごみ袋に個人名や番号を記入しておられる集落もあります。各地区において取組に差があり、住民、ごみの収集業者、それから役場の窓口で分別や収集の認識に相違があり、時々トラブルとなることもあるようです。そして、特に、新しい集合住宅、それから、南部町にたくさんいらっしゃると思いますが、外国人労働者が居住されているその場所の収集場が、状況が改善されていない状況があります。町が可燃ごみ減量対策として、今年度も生ごみ処理機（電気式・コンポスト）の貸出しや購入助成を行っていることについても伺いたいと思います。

質問要旨、1つ目として、ごみ回収カレンダーと分別冊子だけでは、分別をなかなか町民全体が理解することが難しい、理解できない方がおられます。町、収集業者、集落と情報交換し、改善されない場合、定期的な説明会等を実施すべきではないでしょうか。

2番目、新しい集合住宅や外国人労働者の居住する住宅を経営されている方に対し、入居時のごみ処理の説明を求めることが必要ではないでしょうか。

3番目、町として生ごみ処理機の周知、活用状況及び堆肥化を推進する具体的なアドバイスや

指導を実施しておられるかお伺いしたい。

4番目、ごみの分別の実態を把握している業者に聞き取りを行い、町として一定のルールを示せないか。

このことについて伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、井原議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、島根原発再稼働に当たっての原子力防災について御質問いただきました。

町独自の防災対策が必要ではないかについてでございますが、島根原子力発電所は、今月7日から2号機が再稼働をいたしました。平成23年3月、東日本大震災での福島第一原発の事故を受けて、その後改定された新規制基準に基づき、安全対策が強化されているとお聞きしております。町内は島根原子力発電所から37キロの位置にあり、UPZ、これは緊急防護措置を準備する区域、これがおおむね30キロと設定されておりますが、この外に当たりますが、災害発生の時期、天候、気象により、放射性物質の拡散方向など、決して油断できるものではありません。また、状況によっては、予防的に屋内避難が必要になることもあります。このため、万が一事故が発生した場合の防災対策として、住民の皆様へ屋内避難などの対策の周知と迅速な情報発信を行うことや、県が計画する原子力防災訓練、原子力に関連する研修会に職員や保健師などを参加させて、知識、ノウハウの取得に努めております。

次に、県は避難計画を策定し、訓練も実施した。その内容も精査しつつ南部町版避難計画をつくる必要があるのではないかについてお答えをいたします。

南部町では、地域防災計画の事故災害対策編において、原子力災害への事前予防対策や中長期対策などを示しています。また、避難計画については、UPZ外は平素から整備している一般的な防災フレームで防災対策を行うことが合理的であるという見地の上から、計画策定まで求められていませんが、町民への情報伝達、周知や避難能力を向上することが重要と考え、鳥取県西部町村で統一の避難計画や避難所運営マニュアルを作成し、鳥取県原子力防災訓練に連携して、各町村持ち回りで合同避難所運営訓練を行い、成果を蓄積しております。このため、現状の避難計画と避難所運営マニュアルで対応できると、このように考えております。

次に、避難計画には避難場所、避難先、避難道路の確保等が必要であり、他市町村との連携が重要であると考えるが、西部広域で協議すべき課題ではないかについてお答えをいたします。

鳥取県西部町村で策定した避難計画は、島根県内の災害状況に応じて、計画外の避難が必要に

なった場合、避難先としての受援計画、受入れ計画ですね、受援計画や避難所設置運営要領、その他、住民の広域避難計画で構成されています。鳥取県の広域住民避難計画には、避難経路や避難退避時検査会場、UPZ内にある境港、米子市の避難必要な地域は、段階的避難によって避難先も具体化されていますが、これは、国・県、各市等により協議され決定された計画であり、その内容は、内閣総理大臣が議長の原子力防災会議で了承をされておるということです。UPZ外の本町や西部町村においては、策定の必要がないということになっております。

町として、原発再稼働反対、廃炉を求める考えはないかについてお答えをいたします。

島根原子力発電所2号機の再稼働については、国が行うエネルギー政策の一つであり、町として再稼働や廃炉を求める考えはありません。なお、安全上必要な意見は、鳥取県が県内市町村の代表として中国電力や国に申入れをしているとしております。

次に、南部町のごみ分別・減量化の取組についての御質問を頂戴をしております。

まず、カレンダーと分別冊子だけでは、分別がなかなか理解できない方がおられる。町、収集業者、集落と情報交換し、改善されない場合、定期的な説明会を実施すべきではないかについて、お答えをいたします。

現在、本町では、可燃ごみ、不燃ごみ、古紙類など、9種類16分類に分別し、ごみの収集を行っているところでございます。ごみの分別方法につきましては、ごみ収集カレンダー、ごみの出し方冊子に加え、テノヒラ役場を活用したごみ分別チャットボット、ごみの日リマインダー通知を活用し、周知を行っております。定期的な説明会実施とのことでございますが、現在、各集落からの要望に応じ、説明会を行っておりますので、御要望いただければ説明に伺いますので、よろしくお願ひします。

次に、新しい集合住宅や外国人労働者の居住する住宅の経営者には、町として、入居時、ごみ処理の説明を求めることが必要ではないかについてお答えをいたします。

転入により新しくアパートに入居される方につきましては、転入前の市区町村と分別方法が違う場合がありますので、転入手続の際、ごみ収集カレンダー、ごみの出し方冊子をお渡ししております。なお、不適切なごみが出された際、アパートの管理業者へ連絡し、出し方の徹底を依頼している状況でございます。

3番目に、生ごみの処理機の周知と活用状況及び堆肥化を推進する具体的なアドバイスや指導を実施しているかを伺うについてお答えをいたします。

生ごみ処理機につきましては、ホームページ、広報紙で補助制度の周知を行っており、今年度は、コンポスト型が1件、電動生ごみ処理機が10件の申請をいただいております。堆肥化推進

のための具体的なアドバイスや指導のことですが、今後は広報等を通じ、活用方法等の事例紹介などを検討してまいりたいと考えています。

4点目でございますが、分別の実態を把握している収集業者に聞き取りを行い、町として一定のルールを示せないかについてお答えいたします。

収集業者がごみを回収せずに残す場合には、その理由を記載してシールを貼り付けるようにしております。残された理由が分かるようにしております。その上で、集落の方から理由の確認依頼があれば、担当者が収集業者に確認し、残った理由を改めて集落の方へお伝えする方法を現在取っているところでございます。この内容に不十分な点があれば、この後、また御議論をいただきたいと思います。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君の再質問を許します。

井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） そうしますと、まずは、島根原発再稼働に当たっての原子力防災について質問をさせていただきます。

私は、この南部町議会選挙が始まる際に、自分の訴える政治的なといいますか、考えの中で、一番最初にこの島根原発の問題を取り上げました。もともと今年の初めに、島根原発に、鳥取県だったと思いますけれども、視察の募集がありまして、私、参加をいたしました。米子から10名ほどの参加者があって、島根原発を視察したわけですが、まだ安全対策工事中でありますと、いろんな業者が何千人もかかって防災対策の工事を行っておられました。それで、その中で、説明の担当の方から聞いたお話で、その時点で分かっている安全対策のお金というのが7,000億円から8,000億円かかりますと。皆さんのがええっと驚いて、その元を取るのには何年かかるんですかって言ったら、10年以上かかりますと。石油とか石炭、そういう発電に比べて、原子力が安いという意味でいっても10年以上はかかるということで、皆さんのが驚かれました。福島原発事故から十数年原発を止めていて、安全対策をして、それだけの投資をしても、元を取るのに10年もかかる。それでは、政府が言ってるように、本当に原子力発電が安い発電の方法なのかという疑問を持って帰った次第です。

それと、もう1点は、先ほど町長も言われましたけれども、国・県の考え方では、いわゆる防災地区になるのは、原発から30キロ圏内ということになっております。そして、毎年鳥取県が配られます原子力防災ハンドブック、これがあります。毎年配られますけれども、この中もその30キロ圏内を前提にして、全てのことが書いてあります。

ところが、ちょっと何年かは分かりませんけれども、米子市、松江市で講演会がありまして、専門家の先生がお話をされましたけれども、島根原発で仮に地震等で事故が起きた場合に、そのときの風向きによって、30キロ圏内以外にも、いわゆる放射性物質が飛んでいく可能性は否定できないと言われました。福島原発での実態を見ましても、有名な避難区域であります福島県飯舘村、これは、福島原発から北西へ、北のほうに向かって40キロ、45キロの地域にあります。ここが避難区域になったわけです、実際に。そういう意味で、季節風が吹く冬、それから偏西風による黄砂が飛ぶような時期に、専門家の話では、2メートルの風が吹いただけで40キロから50キロまで避難区域になる、それから、多いときでは、大山の麓辺りまで避難区域になる可能性があるという話がございました。そのことを、30キロ圏外だから安心だ、大丈夫だっていう認識を町民が持たれるというのは、やっぱり防災上は、完全に安全ではないと私は考えます。

そこで、このたびの防災対策が必要でないかということを質問したわけですけれども、まずは町民の皆さんに、島根原発が我が町は40キロ圏内になりますと、地震の起きる可能性もあります、事故が起きる可能性もあります、そして、風が吹いたときには、放射性物質が飛んでくる可能性もあります、そういうことを周知して、他人事のように思わないように町のほうでマップを、防災に関するガイドブックですが、その南部町版を作成して町民に周知する、そういう取組が必要でないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。この12月7日に2号機のほうが再起動し、本格的な稼働が始まりました。ここまで、福島の第一原発が事故を起こした以降、その間、経過した期間に様々な新しい新規制基準というものが決まってきました。これらを踏まえまして、当時、平成23年の東北の地震の件を考えれば、やはり電源喪失であったり、あるいは、原子炉の中の状況が一気に悪くなって、そして、水素爆発が発生したといったような、そういう原因を一つ一つクリアしながら、今回の再稼働に至ったというところでございます。ですので、極端なことを言えば、安全神話というものは今はないと思っています。先ほど井原議員からありましたとおり、やはり季節風によっては、少なからず放射性プルームが降ってきたり、影響を及ぼすということは十分承知をしています。

また、そこに関しましては、避難もやはり段階的に、今、鳥取県西部町村内も、あるいは島根県内も、様々なところでモニタリングポストとかもあります。そういう中で放射線の状況をつかみながら、まずは屋内退避というのが基本的な避難の要領だということも聞いてますので、我々からも、やはり情報発信をするということは大事だと思いますし、鳥取県が毎年配付してますハ

ンドブック、これらは有効に活用することを、今後、続いて、住民の皆さんに広報できるようにしていきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 3番目の項目になりますけれども、先ほど町長も若干説明をされました、原発事故に関わることについて、今、30キロ圏内である境港市、米子市だけではなく、西部広域としても検討はしていますということで、私、初めてそれを知りましたので感心しましたけれども、実際にこのハンドブックを見ましても、いろんな原発に対する注意事項が書いてあるんですけれども、具体的な避難先一覧表というのが後のはうに書いてあるわけです。それで、それを見ますと、鳥取県境港市の全集落、それから、米子の30キロ圏内の対象となる集落というか、区というか、そういうところが事細かく書いてあって、それが地区名が書いてあって、それから第一次集結所、それから、避難退域時検査場、検査するところですね、そういう場所、それから避難先、それは、近くの学校ですとか公民館ですとか、そういうことが書いてあります。そして今度は、そこから遠くに避難しなきゃいけない場合には、市外、特に、安全を確保できる県中部ですとか、中部以東の町の名前がずっと書いてあるわけです。

それで、私が今回言いたいのは、南部町が西部広域と共に取り組んでおられる独自の避難計画について、この県が発行しているハンドブックだけに頼るんではなくて、町独自、もしくは西部広域独自の原発事故に対する防災のハンドブックを作成する必要がないかということです。いわゆる原発事故に対する諸所の注意事項等は同じになると思いますけれども、実際の避難計画ということになりますと、避難の仕方、第一次避難所、それから検査をする場所、そして、最終的に移動する、それが3日後なのか、5日後なのか、10日後なのか、そこら辺も計画に入れなきゃいけないと思いますけれども、最終的には県内の中・東部のどっかに避難をする。そういうところまで、やはり時間はかかると思いますけれども、計画を策定していただいて、住民が、いざとなったときに私たちどうすればいいんだと。まずは自宅待機してくれって言われるかもしれませんけれども、その後のこともある程度頭に入れて、40キロ向こうにある島根原発に何かがあったときには、子供のいらっしゃる家なら、子供のために、自分たちのためにどう行動すればいいのかっていうことが頭の中に入るような準備をしておく必要があると思います。町の防災には、地震対策ですか、大雨の対策とか、昨日ありましたため池のことですとか、たくさんあると思いますけども、この原子力防災についてもきちっとしたマニュアルを作って、南部町版、もしくは西部版、それに細かく避難地まで書いて、そういうガイドブックを作る必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。現在、西部7町村で作成をしております避難計画と避難所運営マニュアルというものがありますけども、この計画は、もともと平成27年につくったものでございます。当時は、鳥取県がやはり原子力の関係で訓練をしていく、あるいは、その避難が必要だということで始めた中で、この西部7町村が、島根県のPAZ、あるいはその南側のUPZ、安来市方面からの避難者を、状況によって、状況が変化した場合ですね、鳥取県西部7町村で予備避難所として受け入れなければならないということがありまして、その中でこの避難計画をつくっています。ですので、この避難計画自体の性格は、南部町の住民が避難するわけではなくて、安来市や島根県東部から避難される方を受け入れるための避難計画となっています。

また、この避難というのは段階的に行われますので、その当時の状況による放射線のプルームの濃度によって、やはり避難される方向も変わってきますし、先ほど井原議員も言われました、避難する場合の避難経路とか避難先というところが、UPZまでは国の防災会議のほうで既に決まっています。そのときには、車両であるとか、バス事業者さんや交通に関連する関係企業さんなどとの協定で、通行経路とか優先順位が順番に決まっています。そういう中で、我々がUPZ外だからといって計画をして勝手な動きをすると、まさに避難のときの大渋滞を発生してしまうということで、今後、町長の答弁の一番最後にもありましたとおり、こういった内容については、県に対して我々のほうから様々な課題として相談をして、今後、中国電力や国のほうに協議をしていっていただくということがよかろうと考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 今、防災監が答弁されたことも、よく分かりました。

ただ、一つだけ、このハンドブックに書いてありますのは、この西部7市町村は、対象になっている避難所っていうのは、避難退域時検査場は確かに中山とか名和とか書いてあるんですけども、避難施設の中には西部地区はないんですよね。全部、中部以東になっています。私が思うのは、今県がつくっておられる避難計画、避難先一覧表というのは、西部を通って中部、東部に避難するという計画だと思うんです。まず、その人たちが避難される、その次に30キロ、40キロ圏内、もしくは西部7市町村の今の30キロ圏外の方たちが避難をする場合に、どこに集まつて、どういった経路を通って、どこに避難するか、こういうのをやはり町として、西部広域として策定をしておく必要があるんじゃないかということを私は思っています。

それには、町長もおっしゃったように、町だけでは決められない、防災監もおっしゃったよう

に、町だけでは決めれない、西部地区の市町村、それから、それを受け入れられる、まず、移動をする道等の、避難をする道等の国や県との調整、それから、避難場所になる、例えば鳥取のほうの町との調整、こういったことを、10年先に起きるのか、100年先に起きるのか分かりませんけれども、やはり、町民の命を守る、安心して暮らせる町にするためには、そういう準備というのを時間をかけてでもしておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃられている意図は十分に理解します。

今回のUPZの範囲内の人口というのは約7万弱、米子市の人口の中でも半分以上の人たちがこのUPZ外で、避難計画の対象になってません。ですから、この人たちは分からぬ。それから、西部町村も入ってます。全部合わせますと、西部だけで23万人、そのうちの、今回が境港市全域と米子市の一部の6万8,000、その上に、島根県であったり、中の関係者、松江とかの方々は、今度は西に逃げるような計画だったと思います。この辺りが混乱をせずに、まず、一番危険な場所を的確に指示して、その方々がまず安全に逃げるということが極めて重要なことだと思っています。南部町が我先に逃げたのであっては、南部町だけでも、一人一人が車に乗って高速道路に乗った場合、すぐに止まってしまうのかもしれませんし、主要幹線道路は止まるかもしれません。そういう意味合いで、全体の中できちんとコントロールされた状況をつくる上で、今後、全域の中で話していかなくちゃいけませんけども、現時点では、この6万7,000人の皆さん、まず、どうやって避難するのかっていったところを今訓練しているところでございます。

もう一つ、これは、避難といったところで、片山知事がまだおられたときに全市町村に呼びかけて、これは防災というよりも、緊急対策として市町村がバスを借り上げて、国民保護といった観点から避難を計画する会議に、会議っていうんですか、訓練に私も参加したことがあります。私は一町役場の職員としてそれに立ち会ったんですけども。当時、私が一番記憶に残っているのは、私のかわいい犬を連れて逃げたいんだという御婦人に対して、いや、その犬は置いてきてくださいと。今は、このバスに乗せて急いで避難しなくちゃいけないんだけど、当時、たしか大阪の方面だったと思います。そこで、当然議論が出てきますよね。どこまでのペットなら乗せるのかだとか、人間以外は乗せるべきなのか、乗せないべきなのかって。そういう非常に混乱した中で、やはり職員の準備であったり、そういうことは非常に重要なんだなということを認識は持っております。したがって、避難の経路ばかりではなくて、かなり複雑な問題がたくさん出てくると思ってます。

現在、大規模災害のパートナーは徳島県ということになっております。鳥取県のパートナーは

徳島県。ですから、鳥取県で何か起こったときには、徳島県に集団疎開というか、避難というのが、大規模地震、大規模災害のときのパートナーで訓練する相手という具合になっておりまして、この辺りの訓練も含めながら、具体的な対策が必要であれば、鳥取県や全国の防災会議等とも十分な周知をしながら対応を訓練していきたいと思ってます。ただ単に計画を組んで、町民に知らしめればできるという問題では決してないということを皆さんと共有したいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 計画を組んで町民に知らせるだけではということも分からなくはないんですけども、やはり、南部町の40キロ先に原発があるんですよ。そして、その周りには20万、30万、40万の方が住んでおられて、安来、松江の人は鳥取県のほうには避難される計画にはなってないようですけれども、混乱をすれば、当然米子のほうにも自家用車で逃げてこられる方もいらっしゃいますでしょうし、計画そのもの、今ある境港市、米子の一部の30キロ圏内の避難計画も十分にできるかどうかは分からない、そういう実態も想定されるので、そういうことも含めて、南部町としての準備、そういうものが必要であるというふうに考えます。

そうしますと、時間が過ぎましたので、次の、南部町のごみの分別、減量化の取組についてお伺いしたいと思います。

1番は、私、実は今年の9月頃まで、南部町の資源ごみ、それから不燃ごみの回収のアルバイトをさせていただいておりました。その中で、旧西伯地内を全集落を回って、ごみを回収しながら、いろんな勉強をさせていただきました。その中で、やはり集落によって、例えば法勝寺の一集落、天津の一集落でありますけれども、当番の方が2名ずつ回収のところに立ち会って、それから、集落の方がごみを出されるときに立ち会って、これは今日の出すものではないですよ、それから、これは分別がしてありますよみたいなことをきっちり対応しておられるすばらしい集落もありました。それから、我々が収集して帰るときの時間を見計らって区長さんがおいでになって、何か出してはならないものがありますかとかっていうことを確認される集落もありました。先ほど町長も言われましたけれども、業者の方は、今日出してはいけないものや分別がしてないものについては、日にちと言葉を書いて、分別がしてありませんよということで置いて帰るっていうような作業を繰り返しておられるわけです。

ただ、私自身もそうですけれども、町から頂いておるごみ回収の日カレンダー、それから分別表を見ても、なかなか理解できないところがあります。理解できないと、冊子のほうを見て、またページをめくって、あっ、そうなのか、こういうふうに出さなきゃいけないのかっていうのを確認するわけですけれども、私自身も60歳を過ぎ、退職年齢になって、自分でごみを出すよう

になってからそのことに気づいて、なかなか難しいものだなというふうに思ったぐらいですので、なかなか若い世代の方たちとか、そういうごみ分別にあまり関心のない方というのは、実際には難しいじゃないかなということをずっと感じていました。例えばですけれども、分かりやすく言えば、服をかけるハンガーがあります。ハンガーを出すときに、ごみで、プラスチックハンガーと、それから針金のようなもので作ったハンガーというのは、これは分けて出さなきゃいけない、皆さん御存じだと思いますけれども、そういったことがいまだに、そうですね、2割ぐらいかな、実施できておりません。その都度シールを貼ってたんですけれども、これは全然改善されんから、もうやめようということになって、今はボランティアで、プラスチックハンガーと針金ハンガーを分けて持って帰るようなことをしております。それは、何でそうしなきゃいけないかっていうと、リサイクルセンターでそれが一緒になってしまふと機械が壊れてしまう、そういうことがあるんで、徹底してくれと言われています。そういうことはやはり住民の方にはなかなか分からぬので、そういった実態の情報を役場の担当者の方が情報交換をされて、それを住民に徹底していく、そういったことがやはり分別の大変なことではないかなというふうに感じます。

それと、2番目には、先ほど言いました、昨日もありましたけれども、南部町には集合住宅がたくさん今できつつあります。大きな回収ボックスがあるんですけども、生ごみ、それから資源ごみ、粗大ごみというふうに分けられていますけれども、最初は分けてあります。だけど、資源ごみのほうで分別がされてないものについて、札を貼って、置くわけです。そうすると、もうそこがいっぱいになって、今度は生ごみのほうまで資源ごみが入っていく。そして、それが、札が貼ってあっても持ち帰っていない、分別していない、そういう実態がずっと1年間も、1年半も続くわけです。これ、どうするんだって、もうしようがない、放っておくしかないなって言って、そうすると、住宅の業者の方が、3か月に1回ぐらい担当者が回られて、私どもが掃除しますみたいなことを実施しておられるのが現状です。

そういうことを防ぐためにも、先ほど、住宅入居時には町のほうから冊子等を配って周知するようにしてますということですけども、言い方は悪いかもしませんが、やはり、それを見ずに捨てたり、もう適当に出されるという方がいらっしゃいます。ですから、そういう情報も、回収業者と情報を聞き取って、やっぱり役場のほうから指導なり説明をしていただくシステムをつくることが必要じゃないかなと思っています。そのところ、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃることはよく分かりました。ぜひ、特に後半のアパートについては、もう一度、近年、非常にアパートが増えています。さらに、事業者が

直接建設・運営するアパートが増えていますので、この辺りにつきましては、収集業者の皆さんとその実態をよくよく担当課が聞き取り、そして、それを適切な処理ができるように、事業者であったり、または地域であったり、そのところにお返ししたいと思ってます。

もう1点、なかなかよく分からぬっていってることも、これまた、私もよく分かります。かく言う私もお呼出しを受けて、これは今日ではありませんよという御指導を受けております。なかなか分かりにくいところたくさんあります。

ところが、近年、私もよく分かるようになりました。それは、町とごみのチャットボットという機能があって、それを使うと非常に分かりやすく出てくるようになっています。この辺の機能の使い方を、高齢者の皆さんには、高校生たちが勉強会でこうやって使うんですよっていうようなことを教えてますし、さらには、若いさんは、町からのこういうのをやれば、あしたはこういうごみの日ですよということが自分の登録した住所のところに送られてきます。私もそれをほとんど使ってますし、先ほどおっしゃられましたハンガーについては、ハンガーって入れますと、ハンガーは不燃ごみです。木製部分は可燃ごみですというような、簡単なコメントが出てきます。これ、前は、何かこんな紙で検索して、よく分からなかった。それで、肝腎なものがなかったということも多々ありますし、私も職員のところに、もう少し分かりやすくしてほしいということを大分要望したことあります。もっと便利にしていくっていふことに、議員のおっしゃることよく分かりますので、さらに使いやすいものを目指していきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（景山 浩君） 残り時間が僅かになっておりますので、御注意ください。

井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 3番の生ごみ処理の活用と堆肥化ということを上げておりますけれども、先ほど説明の中で、ここ近年の実態をお聞きしました。決してCO₂削減のためには無駄なことではないので、町としても、今後も町民の皆さんに勧めていただくようにお願いしたいと思います。そして、できた堆肥、農家でしたら自分の畑にまくとか、花壇にまくとかできるんですけども、そういう集合住宅の方は、自分でやってもまく場所がなくなりますんで、今度は、その堆肥をどういうふうに処分していくのかっていうところまで役場のほうでお世話していただければなと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけども、ゆうべ見つけたんですけども、情報なんぶ、この新しいやつに、ごみの小型家電の分別回収というのを見て、おお、南部町、すごいことを始められたなと思いました。ところが、真ん中に、出すときの注意事項で、電池、バッテリーは極力取り外してくださいと書

いてあるんです。極力というのは、外さなくともいい場合もあるのかなと。こういう、やっぱり一番悩むような表現はぜひとも避けた資料を配っていただきたい。極力というのは、出していただきたいけども、無理な場合はいいですよということになるんで、そういう表現が一番住民としては困りますんで、そこのところをよろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） そのことについて。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。この小型家電のリサイクルは、都会のほうで都市鉱山と言われている、金属を集めるっていうものと、今現在、西部広域で回収しておりますところで火災が発生することが多く発生しております。電池等で火災がよく発生するもので、西部広域のほうから小型家電を町で回収してくれということで始めております。この中で、基本的に電池が入っているものが、外してもらいたいんですけども、構造上外れないものも結構あります。その場合は、もうそのまま出してもらって結構ですというふうに回収業者が言っておりますので、なるべく外してもらうことは外してもらいたいっていう状況になっておりますので、ちょっとそのような表現をさせてもらっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今課長が説明しましたとおり、一般の住民の中ではなかなか御存じない方がおられると思いますけれども、分別されたごみが西部広域のリサイクルセンターの中で火災が大発生してます、大発生と言っていいぐらい発生しています。リチウム電池が衝撃を受けると発火する、その理屈はよくテレビ等で聞くんですけども、私たちの身近な最終処分場でも火災が、火災の予防になるような、このまま投げておくと火災になるような事案が多発していくと、監視カメラや、それを未然に防ぐ増強修理を今回もやりました。その上で家電を分ける。しかし、スマホの中でその電池がどこにあるのかっていうことをやたらにやってますと、そこで発火をして、けがにつながるということもあるって、どうしても電池を取ってくれというようなことが逆に災害につながるということを恐れたもんでございます。御理解いただきながら、小型家電の回収に御協力いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） 分かりました。私も、回収アルバイトしているときに、確かに、ひげそり器が出てきたときに金づちで割って、中の充電池を出していたことを思い出します。そちら辺、回収業者と話ができるのであれば結構でございます。

そういうことは、結局、南部町が今一生懸命やろうとしているCO₂削減に一番つながって

いく、買物のときにビニール袋を使わずに自分で持っていく、これがだんだんだんだん広がっていってると思います。そういうことの積み重ねがCO₂削減につながっていくと思いますので、今後ともそういう町の方針を貫いていただきますように、よろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、2番、井原啓明君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みます。再開は10時40分といたします。

午前10時15分休憩

午前10時40分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、4点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、住民監査請求の監査結果について。

今年9月17日に住民から提出されていた住民監査請求の監査結果が11月7日に出されました。監査請求は、町立保育園の統廃合・民間移管を進めるに当たり、民間移管のほうが「町の財政負担が軽減される」際の説明に出された地方交付税額が虚偽であり、保育園の統合・民間移管の差し止め、説明の撤回・謝罪、再度の住民説明会等の開催、これまでの行政経費について弁償することを求めたものでした。監査結果は、経費の種類ごとの交付税額の算出方法は公表されていないため、真実とすることは見当たらず、虚偽とする理由はなくと述べ、監査請求は棄却するとの結論でした。疑問が生じましたのは、町が説明する、私立のほうが町の財政負担が軽減されるというのは、一体、町が何を根拠に軽減されると断定したと監査は考えているのだろうかということでした。監査結果に対する疑問点を問い合わせ、町長に、町の説明に正当性はあるのか、ただしたいと考えます。

1点目、これ、全て住民監査請求の中身です。大きい2、調査の概要、②の交付税額1億2,300万円を試算とあるが、試算したのは基準財政需要額ではないですか。交付税額と基準財政需要額を監査はどう捉えているのか、問います。

第2点目、同⑤、よって、1億2,300万円が交付された金額として説明した認識はないとの町の説明に対し、第6、2、監査の結果で、⑤、監査は、南部町が説明した交付税額1億2,300

0万円は、想定額として説明されていたことが各記録簿等により確認できたとする監査意見から、町の認識はないとの態度をどのように見てるのか、お伺いします。

3点目、同⑤では、法や制度で想定していない交付税額について、試算とはいえ、説明がなされたことが適切とは言い難い、同じく、③には請求は公的な根拠をもって示すことのできない額をめぐるものであるとありますが、であるならば、公的な根拠をもって示すことのできない交付税と民間保育園への国の補助金を比べ、民間のほうが財政的に有利と説明した町の姿勢を監査はどのように認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

第2点目、統合保育所の建設・民間移管についてお伺いします。

総額10億円をはるかに超えるであろう統合保育園建設ですが、それを民間移管業者に公私連携協定を結び無償で貸与するという計画が、公立保育園の廃止や民間移管の是非、相手先なども十分な論議や公募もせず、当初から伯耆の国ありきで物事が進んできていることに多くの町民は疑問を抱いています。これは町政の姿勢の根幹を問われる問題ではないでしょうか。

また、人口が減る中で、多額の税金を使っての大きな建物は要らないのではないか、こういう声も上がっています。大規模建設・民間移管の中止を再度求めて質問いたします。

まず1点目、新園の規模と財政規模の説明を求めます。資料としては、統合保育所設計の業務仕様書と総事業費と、その財源内訳を求めています。

第2点目、町の保育政策で、町立2園を廃止し、民間移管をするという目的は何なのでしょうか。

3点目、公私連携協定を公募せず、伯耆の国を大前提として進める法的根拠を問います。資料としては、公私連携保育法人指定申請書を求めています。

大きい3点目、農振除外に関する意見書について問います。

統合保育園建設に伴う農業振興地域整備計画の除外申請（農振除外）について意見書が提出されています。町が真摯な姿勢で取り組むことを求め、内容と町の考えを問います。

質問は、意見書の内容と、その対応を問います。

4点目、自衛隊への名簿提供と職場体験について問います。

今年度、南部中学校の職場体験が米子陸上自衛隊も対象とし、生徒が参加していることが分かりました。この対応の是非を教育委員会と町長に問いたいと思います。また、自衛官募集に当たり、一定年齢者の名簿を町が提供していますが、法を遵守し、個人情報の漏えいからも中止を求めて質問します。

まず1点目は、職場体験の現状とその考えを問います。

2点目、名簿提供の経緯と現状を問い合わせ、中止を求めます。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

監査委員会への御質問等がございますので、これは後ほど監査委員から答弁をしていただくことになります。

それでは、私からは、まず、新園の規模、財政規模の説明等の御質問にお答えしてまいります。

つくし保育園とさくら保育園を統合して新たに建設する保育所は、敷地面積約1万1,000平方メートル、鉄骨平家建て、建築面積約1,540平米、定員は120名を予定しています。

財政規模につきましては、現状、明確にお示しできませんが、これまでに造成地の測量設計費として約3,228万円、建築設計費として約5,100万円を契約しております。なお、予算としては、土地造成費を2億7,400万余、用地購入費を5,826万余計上させてもらっています。建築工事費につきましては、現在、詳細設計において積算しておりますので、固まり次第、議会には報告させていただきます。

次に、町の保育政策で町立2園を廃止し、民間移管をするという目的は何かについてお答えをいたします。

そもそも、2園の統合民営化は、つくし保育園の防災上の危険な立地問題及び両園の老朽化による建て替えが喫緊の課題であることから、子ども・子育て会議のほか、審議会等で議論をしていただいたものでございます。保育の基本サービスは公立と私立でほとんど違いがないことから、私立として事業を進める方向を選択したものでございます。その背景には、米子市をはじめ、島根県や、全国的にも多くの公立から民間移管された保育所が安定して運営、保育をされている実例があること、また、南部町には、指定管理で実績を持つ伯耆の国という受皿があることがございます。私立ならではの特色あるサービスに期待できること、公立園と民間園があることで相乗効果も生まれることも期待していますし、財政的にも収支が明確になります。私立保育所になっても、基本的に保育については町が責任を負う考えに変わりはなく、保育の質も公立と何ら違いが出るものではありません。

最後に、公私連携協定を公募せず、伯耆の国を大前提として進める法的根拠を問うにお答えをいたします。

このたび新たに取組として進めています公私連携の制度は、児童福祉法に規定されているものでございます。その中に規定されています公私連携保育法人の選定方法については、特段の定めがなく、各自治体がそれぞれの事情により公募または指名で選定されているとお聞きしております。

す。そのため、本町では、現在指定管理を行っています社会福祉法人伯耆の国がございますので、指名による選定を選択したものでございます。協定相手としての1者指名の法的根拠としましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項、第2号に該当するものと整理しております。理由としましては、1、これまでの指定管理の実績によるノウハウがあること、2、保護者から高い満足と信頼を得ていること、3、従来の保育内容の継続により、園児、保護者に安心を与えること、4、雇用の継続により保育士に安心を与えること、5、運営会社の交代による混乱を与えないこと、以上のことから、町民の利益につながるものと考えております。

次に、農振除外に関する意見書について、意見書の内容とその対応との御質問にお答えをいたします。

御質問の農振除外に関する意見書は、南部町農業振興地域整備計画の変更に伴い、令和6年10月24日から令和6年11月22日の中断期間をもって、変更に係る意見書を受け付けたものでございます。この間、1件の意見書提出がありました。この意見書の内容とその対応とのことです、提出された意見書の取扱いについては、縦覧公告に記載のとおり、意見書に対する個別の回答は行わないが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、公告する際に、意見書の要旨及び処理結果を併せて公告することとなります。本件については、縦覧期間後の異議申立て期間、これは、令和6年11月23日から12月9日に異議申立書の提出が1件ございました。令和6年12月6日に受け付けております。当該申請者が変更に係る土地と同一区域なく、利害関係を有する場合には該当しないことから、審理手続を経ないで申出を却下いたしたところでございます。却下日は令和6年12月13日付でございます。

次に、自衛隊につきましては、教育長のほうから答弁をいたします。（発言する者あり）あっ、そうですね、名簿提供の現状を問い合わせ、中止を求めるということですね。これについてお答えをいたします。

自衛官募集事務は、自衛隊法第97条により、都道府県知事及び市町村長は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされております。自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるとき、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることが可能と規定しております。南部町では、住民基本台帳法第11条に基づき、該当者の住民基本台帳の情報提供を行っております。自衛官募集事務が法令で定める事務になりますので、南部町としましては、住民基本台帳法に基づき、応じているところでございます。

私からは、以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、私のほうからは、4つ目の御質問にある、南部中学校の自衛隊での職場体験についてお答えしてまいります。

町立中学校では、2年生の総合的な学習の時間に位置づけられた、まち未来科で職場体験、南部町ではしごと☆未来体験と呼んでおりますが、職場体験を実施しております。まず、実施に当たり、保護者の皆様をはじめ、地域の方々や企業の皆様に子供たちへの見守りや励まし、事業所の調整など、多くの御理解、御協力をいただいていることに、この場を借りて感謝申し上げます。

この職場体験では、子供たち自身が、働くことや地域社会への貢献、また、自らの生き方や進路について興味、関心と照らして考えを深め、目指す自分の未来を探求することを狙っております。そのため、職場体験の実施に当たっては、町内事業所を基本としながら、できる限り生徒の希望に沿うことを大切にし、幅広い業種の確保に努めているところです。南部中学校では、一昨年から、職場体験の場の選択肢の一つに、自衛隊米子地域事務所を設けました。その理由は、1つ目に、自衛隊に興味、関心を持つ子供がいると把握をしたこと、2つ目に、施設見学、設備の操作、体験等により、生徒の興味、関心に照らして、新たな気づきや働くことに関する考えを深めることができるとの判断によるものです。実際に、一昨年度1名、昨年度4名、本年度4名の希望がありました。自衛隊に関しても、他の職場体験場所と同様に、生徒の希望に応えられると同時に、職場体験学習の狙いを達成するため取り入れています。

以上のことから、自衛隊を職場体験の選択肢とすることについては、適切と考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 監査委員、坂口正治君。

○監査委員（坂口 正治君） 代表監査委員の坂口でございます。先ほど真壁議員から御質問いただいたことについて答弁させていただきます。

御質問については、令和6年9月17日付、鳥取県南部町職員措置請求書、住民監査請求書、これが1つ、これに対して、令和6年11月7日付で、南部町監査委員告示第2号で、鳥取県南部町職員措置請求書に基づく監査の公表についてということで、これらをめぐっての御質問でございます。

1点目の交付税額1億2,300万円の試算は基準財政需要額ではないのか、交付税額と基準財政需要額を監査はどう捉えているのかを問うということの御質問についてお答えいたします。

いただきました監査請求の中に、主位的請求の第2というところがございまして、令和4年度

南部町の公立保育園 4 園に対して交付された交付税額が 1 億 2,300 万であると、そういうふうに断定したという南部町の説明が明らかに虚偽の説明であったことが明白でありという、その請求文に基づいて交付税額を 1 億 2,300 万円と断定し、交付された交付税額として説明されたのかということに着目しまして監査を実施いたしました。

その結果については、公表している文書の中で、監査の結果、⑤でございますけれども、そこに、ここでは交付税額 1 億 2,300 万円を説明し、または説明資料に用いた経過を監査で調査させていただきましたが、その結果を記載しております。いきさつとしては、令和 5 年の 7 月 26 日の議会全員協議会の会議概要に、民設民営のメリットについて、資料に施設型給付費の金額が記載されていないし、地方交付税額がこれだけ入っているという記載もないで、説明が必要であるという御意見があったということが記録されておりました。町がこの意見を聞き入れて、交付税額 1 億 2,300 万円を総務省が示す個別算出シートに基づいて試算し、令和 5 年 8 月の行財政運営審議会、続く住民説明会及び議会全員協議会へ想定額として説明されていたことが、各記録簿等により確認いたしました。よって、監査請求にある交付された交付税額が 1 億 2,300 万であると断定はしていない、断定したという南部町の説明に対しては、交付されたという断定ではなく、持参し、想定額として説明されたというふうに監査では確認をしております。

また、交付税額の説明が必要との意見に対し、試算された交付税額 1 億 2,300 万円を基準財政需要額として説明する資料を作成した事実は、監査においては確認できませんでした。これらの説明資料や記録簿等からも、町が交付税額 1 億 2,300 万円を基準財政需要額として説明した事実はちょっと見当たらなかったわけです。交付税額と基準財政需要額については、地方交付税法及び地方交付税制度から理解し、今回の監査を実施しております。基準財政需要額は、国が交付税を見積もる際の決定過程のものと解しております。

2 点目の御質問の、1 億 2,300 万円が交付された金額として説明した認識はないとの町の説明に対し、監査の結果から、町の認識がないとの態度をどう見ているのか問うという御質問にお答えいたします。

1 点目でお答えしましたとおり、1 億 2,300 万円は試算されて想定額として説明されたものです。町の認識はないとの態度でございますが、それについての問い合わせでございますけれども、1 億 2,300 万円は、住民説明会において、説明資料の建設費、運営費に係るコストを、私立と公立とを比較した試算の金額に用いられています。よって、統合保育所を公立と私立のいずれかで運営を想定し試算されたものと監査は理解しております。監査として矛盾があるというふうには思っておりません。

最後に、3点目でございますが、公的な根拠をもって示すことのできない交付税と民間保育園への国の補助金を比べ、民間のほうが財政的に有利と説明した町の姿勢を監査はどう認識しているのかということを問われています。この質問にお答えいたします。

公的な根拠をもって示すことができないものは、その計算方法であるとか、それを用いたことについての姿勢について、町の姿勢について、監査としてはそれを問うたり、措置を求める根拠は持っておりません。監査としては、法や制度で想定していない交付税額について、試算とはいって、説明がなされたことは適切とは言えないと考えておりますので、その点を踏まえて、今後の統合保育所の建設事業を進めていただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、代表監査に答えていただきました。

まず、1点目の住民監査請求の監査結果について。先ほどある代表監査が述べられました、一番最後のところですね、読み上げられました。私が3点目の質問をしたところ、代表監査は、一番最後に、法や制度で想定していない交付税額について、試算とはいって、説明がなされたことが適切とは言い難い。だから、こういうふうに指摘しておりますので、それに沿って今後の運営をなされるだろうと、こういうことを言ってるわけですよね。その前には、中では、この請求はっていうのは、1億2,300万円を取り上げて、これが虚偽ではないかっていうことについても、虚偽とは言い難い、真実がどうか分からんけど、虚偽とは言い難いっていうことをずっと一貫して見てるのは、町長も御存じだと思うんですよ。この中では、公的な根拠をもって示すことのできない額をめぐって競っていると、ということは、この点についていえば、町長、この2つどう捉えますか。まず、最後のほう、公的な根拠をもって示すことのできない数字だと、こういうふうに監査おっしゃってるわけですね。だとすれば、公的な根拠を示すことができないっていうのは、この監査請求をした方々が言ってる1億2,300万も、1億2,300万円は虚偽ですよって言ってることですね、町が出してることも法的に証明することが、根拠をもって、することはできないと。この数字を使って、町は民間のほうが財政的に有利だということをずっと、それが誘導して進められてきた民間移管なんですよ。今、監査は、適切とは言い難いので、それに沿って保育所運営を行ってほしいと言ってるわけですよね。これ、どう受け止めますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。監査委員に答弁までいただいたことに大変恐縮です

し、大変示唆に富んだお話をいたいたいと思っております。

まず、真壁議員とも共有したいんですけども、これまで、この交付税についての御質問というのは、真壁議員の政治姿勢の中で何度も私も質問を受けました。私がなってまだ8年ですけれども、またその前のときから交付税についての御質問をいたいたいです。その中で、交付税は国庫補助金とは違って、明らかにするっていうことができない、変動が非常に大きい。ですから、一つ一つの事業に対して交付税を明らかにしろという真壁議員のお答えに対して、この保育園だけの問題じゃないですよ、私どもは一貫して、明らかにはできないもんなんだということを申し上げてきました。その中で、この保育園の運営について、令和5年あたりだったと思いますけれども、いろいろな資料を提供しながら、こういう方法があるんではないかと、こういう方法でよその町はやってますよと、試算もできないなんていうことはあり得ないんだという真壁議員の御意見もあって、財政担当等とも相談しながら、非常に、それはできないと、根拠がないという意見の中でも、こここの議会の中で説明をする必要があるということから導き出したものだと私は今でも認識しております。したがって、試算の域を超ませんし、根拠、もともととして交付税というものは1事業ずつに算定して、自信を持って、こういうものではない。しかし、それを求められた、議会から求められたんであれば、そして、試算の方法というのがあるんだということであれば、その試算の仕方に従って算定したものだと、このように認識しておるところです。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私が聞いたのは、1億2,300万の金額は、法的根拠で示すことができないと。この出したことは適切ではないという監査の意見をどう考えるかと言つてゐんですよ。あなた、どう答えたかというと、1億2,300万を出したのは、真壁議員が言えと言つたから言つたんだって。監査にもそういう旨のところがあるんですね。町長、これはね、真壁だけじゃなくって、議会に対して、あなたは非常に失礼なこと言つてるっていうのが分かりませんか。なぜこういうやり取りになったかというと、最初に町は、財政的に私立にするほうが有利であると言つたんですよ、その根拠を示せという中で出てきたんですよ。その根拠示してくださいと。議会は、ずっとこういう、一貫してそれを言つてきましたよ。どこで説明するんですか。だとすれば、地方交付税が幾ら入ってるか分からぬ、分からなかつたら比べることはできないじゃないか、こういう内容から言つて出たのが1億2,300万じゃないですか。それがどうして議会で聞いた、真壁の責任や議会の責任になるんですか。私が今聞いているのは、それは理由にならない。であれば、どうして自分で地方交付税が出すことができないのに、それを使って財政的に有利だっていうことを言つたんですか。理屈が成り立たんじゃないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これは少し異なことをおっしゃられると今思って聞いておりました。そもそもが、一番最初に町のほうが行財政運営審議会に答申かけたことをもう一回申し上げます。そして、その諮問した答申が4点、4項目ありました。お金に関することの中の、その中の1点しかありません。まず1つは、認可施設の利用認定、保育料について、制度上公営・民営での違いはなく、利用者の影響はない。これが民間でもいいという、その行財政運営審議会の答申の1番。2番は、保育士確保のため、柔軟な対応ができる。3番が、これは非常に皆さんに迷惑かけて、議会からも御迷惑かけたんですけれども、建設算定費の中で、建設費の補助金の対応について、これは補助金ですね、補助金の計算について、限度額があることをわきまえずに試算したがために間違えています。それで有利だという試算結果を出しましたので、これは明らかに間違いの3番。そして、4点目は、保育に係る町の負担の収支が、収支が明確になる。それは国庫補助金でやれば、国が2分の1、県が4分の1、そして町が4分の1の負担という明確なことが予算上も明らかになって、これが明確になる。この4つのうちの3つが一番重要な点であって、そして、その中で、これを説明するんであれば、交付税だという、この交付税の根拠について、入と出を明らかにしろという議論になったんではないかと私のほうは思っています。したがって、私としては、統合して私立にすることは、何ら住民に御迷惑かけることでもありませんし、現時点でも有利であるという認識に変わりはありません。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あのね、町長、私としては、有利で、住民には迷惑かけない、そんな理由で大事な保育園が民間に移管される、廃止するっていう理由を説明したことにならないっていうことは明白ですよね。お金もかかる、法的に問題がある、そういうことを考えたら、ちゃんと説明しないといけないんですよ。

それで、もう一回、おっしゃいますけども、そしたら、財政審はどう答えてきましたか、3番目、読んでくださいよ。建設費だけではないですよ。どう書いてありますか、読み上げてください。4つの結果、民間のほうが適切だって言ったこと、読み上げてください。財政審の答申、4項目読み上げてください。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。真壁議員のおっしゃられます3点目について申し上げます。3点目は、民設民営には、建設等整備費及び運営費に国・県からの補助が入るため、町の財政負担が軽減される、これが3点目でございます。その中で、建設費の算定といったところに町として質問事項に一部誤りがあったということで、再答申を書いたといったものでございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今問題にしているのは、建設費のこと置いといたら、あなた、ずっと謝り続けないといけないから、それ、ちょっと横に置いといてね、今問題になってるのは、運営費の件で、補助金が来るから明確になっている、したがって、財政的に有利だって言うてるんですね。その説明をずっとやってきて、一番最初は、10年間で10億以上の差が出てくるっていうのも出したんですよ。これを今さら町長、そういうことを言ってなくって、明確になるからだけしか言ってないって、それは通用しませんよ。そういう説明してたことを監査はちゃんと認めてるんだから、この中で。でしょう、あなた方が言ってきたこと認めた上で、適切ではないって言ってるんですよ。適切ではない、公的に示すことのできない数字を持ってきて、民間移管のほうが有利だと言ったんですよ、だったら、これ、是正しないといけないんじゃないですか。どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私どもがこの審議会にかけた4点の中で、例えば民間のほうが負担が大きく上回る、見て、皆さんも、ああ、こんなもんなのかっていう具合に見られたと思いますけど、公立と私立の負担というものの差というのは、ほとんどなかったですよね。その中で、若干の中でもやはり利益がある、メリットがある、そこの辺りのところから交付税という問題が出てきました。交付税は、何度も申し上げますように、非常に分かりにくい構造になっていて、制度上、算定することは非常に困難だと。その中で私どもも、議会からの要望によって、その交付税を真壁議員から提出されたフォーマットに従って計算してみたといった結果が、私どもの試算は1億2,300万だったですかね、真壁議員は2億円以上あるんだという議論の中で、かみ合わなかったということだろうと思っています。しかし、その他の保育に係る町負担の収支が明らかになるっていったことは大きなメリットだという具合に皆さんも御理解いただいてると思いますし、そのほかにも、保育士の確保の問題であったり、公営・民営の差はないといっ

たことも皆さんとも共有したもんだと思っています。したがって、私はこの、確かに、その算定の中で、交付税の算定について、議論の中で明確にできないものに終始したというのは非常にまづかったなど今でも改めて思っております。分からないと、それはあくまでも分からぬものだと言うべきだったかもしれませんけれども、試算値として、お互いに出した試算値として1億2,300万というのは、その試算としての数字は生きてると。考え方としては誤りがあるかもしれませんけれども、試算値には間違はないというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、そういう説明、成り立たないんじゃないですか。今、何回言っても、監査はね、今まで、これ試算とはいえ、説明がなされたこと、適切と言ひ難いと言つてゐるんですよ。その言い難い、法的根拠のない数字だとも言つてゐるんですよ。私たちは、地方交付税は、基準財政需要額から収入額引いたもので、その割合がはっきりしてないから、それということについては法的になかなか言えないかもしれませんけども、基準財政需要額っていうのは出せるんですよ、補正係数ちゃんと決まつてゐるからね。町が出してきたのは、その本来変えてはいけない、法定で決まつた単価と補正係数を変えて出して出したのが1億2,300万んですよ。私たちから見れば、明らかに虚偽なんですね。私たちじゃなくって、誰が見ても明らかに事実じやないことをしたんですよ。それでも、それでも、ちょっとそれ置いときましょう。ただね、適切ではないと、こう言つてゐるわけですよ。それをあなた、認めていないっていふこと言つてゐるんですよ、ずっと。何だかんだ何だかんだ理由つけて。それはね、潔い姿勢じゃないし、そのことが混乱を招いてるんですよ、全てにおいて。

ここであなたのすべきことは、適切とは言ひ難いって言われたら、適切になるように処置を取らないといけないじゃないですか。なぜ取らないといけないかというと、小さな問題ではないからですよ。法的に説明できないことをしたのが議員と一個人のせいにして、だから仕方がなかつたっていうような論議が通りますか。その前にすべきことは、あなた方が言つた、財政的に私立のほうが有利だと言つたことについて説明をなすべきですよ。それができなければ、これが白紙に戻る内容なんですよ。だから、あなたは認めたくないんですか。再度言いますが、適切とは言ひ難いっていうことについての対応を取るべきだっていう点について、どうお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） もう一度申し上げます。4点の項目のうちの1点は、確かに建設費の問題、1点、それは公立でやつたのでは補助金はないが、民間であれば補助金があるといったところの考え方間違い。これは大変失礼なことだったと思っています。しかし、行財政運営審議会にし

っかりといろいろな面で、公立と私立の問題について説明をいたしました。その中で、認可施設の利用形態が変わって、記憶では平成27年から明らかにこう変わってきたんだと思います。制度が変わった、そのことによって公営と民営では違いはないという問題、そして、2点目に、保育士の確保が柔軟であるということ。そして、3点目は、先ほど真壁議員にもここで読み上げた事項、そして、4点目に、保育に係る町負担の収支、収支が明らかになるといったこと、この3つは、重大な、何というんですか、有利さだと今でも私は思っていますし、議員の皆さんにも御理解いただいている点だと思っています。

交付税の中で、よかった、悪かったというようなことが本当に議論になりましたか。交付税の問題というよりも、私もこの間、つい先週もおなかの大きな女性に声をかけられて、先週、この前、ニュースで見ましたと、新聞を見ましたと。ぜひこのおなかの子をそこに入れたいので、早く造ってほしいと、行く先々で私はそういう声を聞いています。その議論の中に、交付税で得をするとか、損をするだとか、損をさせるわけではないわけです。1億2,300万が確かに独り歩きした感はあるかもしれません。それは、今、監査委員の中から御指摘もいただいてます。真壁議員のほうの2億円とかみ合わない。しかし、そういう問題ばかりが表に出ますけれども、一般的に多くの議員の皆さんがあることで今、保育園を造るのか、2園を統合せずに今の2園を改修することに走るのか、そういうことの議論になってるんでしょうか。目標は、もっと先にある、将来の子供たちに安全な保育園で子供たちの教育をさせるということに私たちは主眼を置いた政治をやらなくちゃいけないんじゃないでしょうか。ぜひそういう、先を見た、何というんですか、政治議論をやっていただきたいなと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先を見た議論を行う、住民の声を聞く、どれも大事なことやと思います。でも、そのことが、あなたが民間移管をする最大限の理由として上げた、町財政にとって有利だと言った数字が違っていたことについて、これをきっちと是正して、やり直さなくてはいけないっていうか、そこにお気づきにならないっていうのが私はもう致命的な姿勢やと思ってるんですよ。何回これを議論してきたことか。この誤りですよね、あなた方はそう言いますけれども、令和5年の8月31日でしたっけ、9月1日に向けて説明した中には、統合民営化について、1年間で5,300万も有利だって書いてあるんですよ。それを一議員が求めてやって仕方がない、仮定の数字を出してきて説明したことだって言うわけですか。それぐらいあなたたちが出した数字に責任が持てないわけですか。そういうことが今の混乱を招いてるんじゃないですか、町長。

私は、あなた方が、町が選んだ監査が、これは法や制度で想定していない交付税額について、試算とはいって、説明がなされたことは適切とは言い難いって言ってるんですよ、それをあなたは議会と一議員のせいにしている。これは、町として、町長として責任取るべきで、適切とは言い難い、この処置を取ることを強く求めて、町長の姿勢は、町長としてあるまじき姿勢だということを指摘しておきたいと思います。これはこれで終わったわけじゃないですからね。監査がここまで指摘して、それが認められないというのは、私は、申し訳ないけれども、財政を担うトップの町長の言葉としては非常に不誠実であり、今回の答弁も答えていない、きっと。そう言うしかない。それを指摘しておきます。とんでもないことです。監査の言ってるとおり、適切とは言い難ければ、適切な処理をすることを強く求めておきます。

次に、2番目の問題です。これは、一番根幹が民間移管が崩れてしまっている内容だと私は思っているんですけども、次に、10億円をはるかに超えた保育園の問題で、財政規模の説明を求めました。統合保育園の設計業務仕様書を見ました。これを見たら、4,000幾らでしたっけ、統合保育所の設計業務があって、これは設計のみで書いてあるわけですね。その次に、総事業費の概算とその財源内訳を求めましたら、これは総事業費は出てきません。それで、町長は、3月議会にしかしゃべれないって言ったのがちょっと変わりまして、固まり次第報告すると言いました。

私がお聞きしたいのは、10億を超すような大きな建物を設計、基本設計と実施設計で約5,000万円近いお金を払っておきながら、ここで総事業費が出てこないということはあり得るのかということをお聞きしたいんですよ。どこも、例えば米子市の体育館建て直すときも、令和6年の4月には67億って言ったんですよね、それが76億になって、最近の新聞では100を超えるか分からんって言ってきました。倉吉市の問題がある保育園でも、十何億か、約10億ぐらいかって言っています。ちゃんと事業費として計算しています。それがなぜ南部町は、ここに至って、総事業費が議会や住民に示せることができないんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。細かい設計の内容につきましては私もタッチしていませんけれども、他の市町村にもお聞きしますと、資材費が大変な高騰をしている、それから、資材が入らないといったことも現実に起こっている。その中で、私どももその幅を持ってお話しすればできないわけではないですけれども、またここでその数字によって混乱を起こす、議会でしゃべったことに対しては、町長も責任を取らなくちゃいけないわけでしょう、今の話の中で。ですから、幅を持って話して、余計な混乱をして、また次に正式な、そんな時間はかかるないと

思いますけれども、現時点の設計額の幅も出るかもしれません。しかし、発注するのは来年、そして完成するのがそのまた先っていうことになると、非常に今の物価高の混乱の中で難しいっていうことがあります。今、銳意設計事務所のほうに積算をたたかせておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、最初ね、混乱するって言ってるんですよね、数字を出したら混乱する。だから説明しないんだっていうの、この間、全協の話だったんですね。今回は積算を求めているわけですか。5,000万も出して、基本設計、実施設計して、数字がついてこんなよな業者、やめたらええん違いますか。とてもじゃないですけれども、出てくる段階で数字が出てるはずですよ。それを明らかになぜできないんですか。

例えば、この間、日南病院がね、日南町が病院建て替えるのに33億っていう数字が出たんですよ。そしたら、どうなったかというと、財政側が、先を見通したら30億までじゃないと借金返済ができないなくなるっていうことを議会で問題になって、当面は、この話を再度調整し直すっていう話をしてるんですよ。これ、もっともな話で、うちの町はどうかっていうたら、保育園では、こんなに大きな計画だと言いながら、すみれこども園を大前提にした数字しかよう出さんのです。それで事業費は幾らかって聞いたら、独り歩きするので出せないと言って、新聞記者に、報道したときも数字言えなかったんですよ。これは、ほかの町や市の在り方としても非常に不誠実であり、町がそれを業者に委ねているというのであれば業者の怠慢であり、それが町長たちが知つとて言えないのであれば、それは議会や住民に対して、税金で行う公事業に対して、なぜそれが明らかにできないのかっていう問題ではないですか。私は即刻出すべきやと思っていますが、事業者からはなぜ出てこないんですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。御質問の件に関しまして、お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃった全協のときに、現時点では数字が出せないって言ったのは、私も発言しております。先ほどの監査委員さんの答弁にもございましたが、試算とはいえというところがございまして、要は、今段階で明らかに、明確にお示しをすることのできないような金額をこれほどのプロジェクトの部分で議員の皆様にお知らせをすることはどうかというふうに執行部としては考えております。

その上で、今、先ほど町長も申しましたが、昨今の物価高騰等で、この建設費等も非常に算出が難しい局面が続いております。ほかの自治体のことをとやかく言うつもりはございませんが、

じゃあ、例えば1日で数億円も設計額が変わるとか、そういうところは私どもは数字を提案はしたくない、明確に当初予算のときには、いろんな議論を踏まえた予算を提案したいと思っております。それで私は3月の予算のときに御説明をしますと申しましたが、ただ、先ほど町長が答弁させていただいたように、それまでのところでより早く皆様のほうに予告というか、あらかじめの数字をお届けしたいというふうに今鋭意作業をやってるところでございますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） より早くでも何でもない、例えば、米子市の3つの小学校、大篠津、崎津、どこでしたっけ、和田だったっけ、小学校も四、五年以上延びるって言ってますよね。なぜかというと、資材が入ってこない。そういうとこですら現時点で幾らかっていうの言うんですよ。これ、あなた方が言わるのは、自分たちは物価の責任持ってるわけじゃないんでしょう、そういう事情で上がっていくんだったら、現時点でこうだっていうの言えるはずですよ。それ言わるのは、数字が独り歩きする、住民から見て、これだけ金がかかるのか、こういう論議を嫌ってるからですよ。全くそういう態度は解せないし、そういう態度では住民に理解示すことができないので、私は、業者から出てるはずやと思いますので、この議会中にも出していただきたい、説明していただきたい。できなければ、業者に議会から求められてると言って、それを出してください。よろしいですか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） これまでも坪当たり70万だったですか、70万だ、80万だという議論をしながらお示ししたこと也有ったと思います。しかし、今、実施設計の中で、今組み立てかけてるところをあえて他の近隣自治体が積算をしたその数字を基にして出すことはできますけれども、それを言って、もうしばらくすれば積算の中で一番近い数字が出るところを、もう少しお待ちいただけないでしょうか。安易な混乱もしたくないですし、議員の中から、今も言ったような、この前言った数字とまた違うんじゃないかというような、怒られてもいけませんし、もうしばらくすれば、今、積算会社がお金払ってまでしっかりやってるわけでして、もうしばらくお待ちいただきたいと思ってます。それに対して、しっかりと私も指導監督しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 笑い事ではありませんで、大きな金額かかるものですから、それについて、その財政の見通しと、今後、その返済についてもきちんと予算に上がる前に議会や住

民に知らせるべきだし、その資料を提出することを厳しく求めておきます。心してかかってください。

それと、次は、公私連携協定については、先ほど出ましたが、ここに出ていますが、この中で、公私連携協定の申請する側から申請書が出ているんですよ。これは、公私連携協定というのは、申請書は、町は何に基づいてこれを出すように求めたわけですか。それとも、公私連携協定を結ぶときは、出したい人が、町が公私連携協定するということを公にするとか、何かの手続をしないでもこういうふうに出てくるわけですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。こちらの申請につきましては、公私連携法人の申請の要綱を定めておりまして、そちらに基づいての提出ということでございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 要綱を求めたというのであれば、その要綱を出していただきたいし、要綱を出す段階、つくる段階で議会に対して説明があるべきではないですか。町長、どうですか。公私連携協定です。町立保育園が民間になるという非常に大事なところで、何の説明もしないで要綱も、要綱すら議会に説明しないで、申請書だけ出てくるっていうのは、これは順番逆ですよ。要綱とそれについての説明を求めておきたいと思います。これについてはきちっとしないといけませんよね。

それと、中に出でてきている保育所職員体制の別添2と所長予定者の経歴書、別添3が出ていない、これはどういう理由か。出さない理由はないのではないかと思いますが、それを出すことを求めておきますが、それでよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。要綱につきましては、また公私連携の法人申請要綱ということでたしか名称をしたと思っております。また議会のほうにはお示しはしたいと思います。

それと別添の2、3、職員体制等の経歴といいますか調書につきましては、個人的な名称がありますし、給料等とか具体的なものもございますので、今回の提出にはそぐわないということで判断をさせていただいておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 公私連携協定に出てくる別添については納得いかない。一番大事なところじゃないですか。職員が何人おって、どういう給料でやるのか、そういうことをこれから

公私連携協定に入れていくわけですよ。それを議会や住民に出さないで、一体何を決めるっていうんですか、町長。そういう姿勢で、改めて、資料2と別添2、3も出しておくことと同時に、この公私連携協定の結びつきは、民間移管の問題は、分かっているように、議会に何ら具体的な説明なしに進めているんですよ。これは非常にやり方として真っ当ではない。そういう意味でいえば、公私連携協定を結ぶことと民間移管について、再度議会できちっと町の姿勢を示してきて、議会に協議する場を持つことを提案しておきますが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私もタイミングはできるだけ早いほうがいいということで、国のほうにも問い合わせさせましたけれども、公私連携協定についてのタイミングというのは、やはり議会の同意をいただくっていうのは一番最後になるというようなことでございました。できるだけ早いタイミングで議会の議決行為というのをいただきたいというのが私の思いでもございます。それに至るまでは、誠心誠意、これまでの町が責任を持った保育体制というものをこれからも取っていきたいんだと、そのために、近年できた公私連携協定というものを使いながら、民間が運営しつつも、町が責任を持った体制を維持していく、このことを皆さんに御理解いただくためには最善の努力をしてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 保育園に関連して、次、農振除外についての問題です。農振除外については、意見書が今回、2回、告知第115号と126号、ありました。115号について、この中身で町が是正した件がありましたよね、全協で説明いただきましたが、もう一度説明してください。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。この縦覧につきまして、再縦覧をさせていただきました。そのときの説明をさせていただきます。

まず、最初に縦覧を行いましたときに、その縦覧の内容について意見をいただきました。その意見といいますのが、法的なところでは大きな瑕疵ではなかったんですけれども、この縦覧方法について修正すべき点があったということで、再縦覧をさせていただきました。その期間が、先ほど町長が答弁の中で申し上げました10月24日から11月22日の間で縦覧をしたものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町は、意見書については、中身は最後になって明らかにすると言

ってるんですけども、内容は、縦覧期間を変えないといけない内容が出てきて、変えたっていうことなんですね。そういう意味でいえば、延ばしたということについていえば、これは、縦覧する場所の問題であるとか、理由を示していなかった問題であるとか、決して私は軽い問題ではないっていうふうに考えています。だからこそ是正しなくてはいけなかった問題だというふうに考えています。

同様に、次の意見書には、農地の転用すること、除外にはふさわしくないっていうことで幾つかの点を上げていて、町長に聞きたいと思います。例えばこの意見書の中にあるのは、つくし保育園の用地が浸水域が0.5から3メートルというけれども、隣の駐車場は0.5メートルになっている、ここを使えばいいじゃないか、農地転用する必要はないっていうことを言っております。次には、つくし保育園が用地が使えないと、浸水で使えないと言うけれども、町が提案したA、B、Cの3つのうちのBの地点の三崎も浸水したのではないか、これは、言ってることが誠に私は合理的であるし、農地の転用除外の点から見たら甚だ大きな問題なのではないかと思うんですけども、町長、この点、どのように認識されていますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。農振除外に関しての御質問について、私もこの機会に、農振除外というものが一体どういう権限を持ってするのかということを改めて学ばせていただきました。私もいろいろな仕事をしましたけれども、農振除外に関わることがなかったもんで、大変勉強になりました。

農振除外は、国からの、今回も一般質問にたくさんありましたけれども、農業という、農地をいかにして守るのか、農業安全保障の根幹の農地をどうするのかといった問題にある。したがって、国がガイドラインを定めて一定のルールをしているけれども、じゃあ、それは法定受託事務なのかといえば、そうではなくて、自治事務なんだと。したがって、最終決定権者は、町長が自治の責任者としてそれをマネジメントすることが求められるということでございました。しかし、その中には行政手続の問題がありますので、行政手続法だとか、関連する法律がそこの周りにあって、ガイドラインはそれを準用したものでガイドラインが構成されているというものでございます。

今回、これに照らし合わせてみた場合に、申請なさった方が適切な申請者に該当するかどうかといったことが課題になろうと思っています。その判断の中で、いろいろな問題があって、申請者の条件をそろえていないといったことで、町のほうは却下でいいですね。（発言する者あり）意見書については、申し訳ありません、私が今お話ししたのはその後の問題でして、意見書につ

いては、意見書を受け、そして、設置場所等の問題があったので、それを適正にするために修正をかけて、もう一度原点に返ったといった、行政手続の問題だと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が農振除外の内容がよく分からずに、農振除外をして保育園をそこに建てようと思った。農地の計画とか、町にとって、これから農業がどんなふうに展開されるのか、そういうところもあまり考えずに農地転用をやっちゃった。これは非常に、なるほど、意見書の方が異議の申出とか意見書が出るはずだっていうのを痛感しました、今。町長、それはいけないよね。しっかりと意見書を出された人の言い分について、真摯に応えることを求めておきたいと思います。

それで、町長から出た異議申出書、このことについてお聞きしたいんですけども、異議申出書等については、きっちり整理してからでないと県との除外申請の協議に入れない。ちょっと日程教えてください、今出てて却下されましたが、申請した方が、却下について、異議申立てが今度できますよね、どうなりますか、どのような日程で進むのかっていうのをちょっと教えてください。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。先ほどありました異議の申出の却下につきましては、その却下が決定した翌日から30日以内に、県のほうに審査の申立てができるということになっております。ですので、却下した時点でその期間は担保されるということであると考えております。その間に仮に申立てがなされれば、県のほうはそれを受理して審査するわけですから、その審査期間を60日以内という期間を設けられているというところでございます。

○議長（景山 浩君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長も聞かれたと思いますが、今回、異議申出書が出ました。これに対して、異議申出が県に出された場合、30日以内、それを受け取った場合には、県は60日以内に結論を出す、それ済んでからでなかったら協議に入れないっていうことを頭に命じて、どういう意見が出てきているのかっていうことをしっかりと考えて応えるべきだ。

保育園の問題についていえば、監査の指摘された、適切だとは言えないっていうことについて、町長は真正面からお答えにならなかったけれども、適切ではない数字を取り上げて、財政的に有利だといって進めている点からして、大きな問題であり、是正を求める。

大きな建物であるにもかかわらず、その内容について住民や議会にも知らせようとしていない。一刻も早く知らせること。

それから、3つ目に、公私連携協定の問題でも、これは手続を経ないで、合意を得るという手続を経ないでやってると言ってるんで、非常に問題がある、そういう点から考えたら、私は、今回の保育園の建物と公私連携協定による民間移管については立ち止まって、住民の声を聞きながら考えるべき、今回の案については中止すべきだということを強く要望しておきますね。

それで、適切ではないと監査の指導があったことについては、それについての措置を取ることを求めておきたいと思います。

あと、自衛隊の件です。自衛隊の件でいえば、職場体験ちょっと後に回しまして、名簿の件です。名簿をしている、総務課が対応することになるんですか。これは、理由は、法に基づいてやっているのだということでしたね。法律の、自衛隊法97条第1項、ここには、自衛隊候補生の募集に関する事務の一部を行うことができると施行令があるんですけども、これは、何ら個人情報をしていいという理由にはならんわけですよね。

そこで、今回名簿を提供していますけれども、全国の自治体では、名簿を提供していない自治体が4割あるわけなんですよ。今まで町もしてきませんでしたからね。これをやってきた経過が、安倍首相のときに、2回、出しなさいということを、内閣の閣議決定で出してきたことがあるわけですね。これが背景だということは町長も御存じだと思うんですけども、住民基本台帳法から見たら、法で定める事務の遂行のために必要である場合以外は出せないことになっているんですよ。それを自衛隊法の97条の1項といいますが、自衛隊法の97条1項は、事務の一部を行っていうことが書いてあるだけで、ここに住民基本台帳法や個人情報ですね、法令で定めるとき以外出せないということについて、そうではないんだっていうことができないというのが、これが通説なんですよ。ということにすれば、ここを取って、地方自治体は、法的に出す、出さないっていうようなことも自治体が考えてやってるわけですよ。ちなみに、防衛省、出したところは、これを出さなかったからといって、何ら法的にペナルティーとかするものではないってことを付け加えているわけですね、これも御存じですか。だとすれば、町が答えている、自衛隊法の97条の1項だから出すということは、これ根拠にならない。この点についてどうですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。こちら、まず、住民基本台帳法では、先ほど議員がおっしゃったとおり、法律に基づくものとして出させてもらっております。こちら、自衛隊法施行令第120条のほうに、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるとき、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されておりますので、こちらのほうで出させていただいております。

○議長（景山 浩君） 残り1分を切りましたので、まとめに入ってください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間がないので。

自衛隊法の97条と施行令の第120条だけでは、住民基本台帳法と個人情報の保護法に基づいた個人のプライバシーっていうことを乗り越えることはできない。このことを町長、副町長、総務課長、担当課長は、再度協議していただきまして、名簿を出すことについて、少なくとも閲覧しか法的には認められていないんですよ。そこを法を遵守して、閲覧に戻すよう求めておきたいと思います。

それから、子供の、自衛隊に行くんですけどね、高校生にとっても早期の就職問題については厳しく規制されているんですよ。そこで小学生が自衛隊に行くこと、これは、将来を見据えてっていうんです、仕事の問題もありますが、今、世界中でどういうことが起こってるかというと、この間も被団協がノーベル平和賞もらったように、戦争ではなく、平和のための準備をしようということで動いてるわけですよ。自衛隊というのは、災害も行っていますけど、明らかに武器を持って戦争に行く部隊なんですよ。日本がそれを憲法……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、持ち時間終了しました。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうことを考えた場合、私は、将来子供たちに何を伝えていかなければならないのか、そこを考えて、教育委員会は、再度検討してほしいということを求めて、終わります。

○議長（景山 浩君） 回答はよろしいですね、答弁は。

以上で13番……。

○議員（13番 真壁 容子君） 聞きたいんですけど、聞きたい。

○議長（景山 浩君） ありますか。

教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 準備はしてございませんが、自衛隊について、災害派遣から様々、いろんなことが、様々いろんなところであると思います。国でもいろんな議論がなされているのは承知しております。

それから、先ほど一つ、小学生でなく中学生でございますので、そこだけは。中学生の職場体験ということで、いろんな仕事を幅広く見ているもので、その中で、町立学校2校ある中の1校が、職場体験で自衛隊ということになっております。それは、基本的には、子供たちの要望をまず2校の校長が聞いた中で、適切であるという判断をしておりますので、その辺りは再度校長に

も確認をしましたけども、そういう判断をしたということでございますので、一つの働く場所として、町内にも、近くにも、知り合いにも自衛隊に勤めてらっしゃる方もあると、そういう中でも見ていることもあると思います。幅広には考えていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

11月26日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（景山 浩君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分を予定いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第6 議案第93号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第93号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。それでは、追加議案書のほうお願ひいたします。1ページ目、議案第93号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第2項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。これは、本年の人事院勧告の内容に準じて、職員の期末勤勉手当及び給料表を改定するものでございまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が昨日臨時国会にて可決したことを受け、上程をさせていただくものでございます。

改正内容につきましては、別添2ページ以降に詳細をつけておりますけれども、給料表につきましては、国に合わせて改定を行い、令和6年4月1日から遡及適用するものでございます。若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げ、全体では約3%程度の引き上げとなります。期末手当及び勤勉手当の支給率につきましては、今年度は12月にそれぞれ0.05月引き上げ、再任用職員は0.025月引き上げとなります。来年度は6月と12月にそれぞれ、現行よりも0.025月引き上げ、再任用職員は0.0125月引き上げるものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はございませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第95号が補正予算で出されてきてます。中身については、どういうふうな内容かっていうのは、全員協議会で聞きました。

本会議で聞いておきたいこと、1つは、予算書の2ページに歳入の内訳が載っているんですよ、歳入。総額、今回、一般会計では補正額が6,317万6,000円となっていますよね。その中で、地方交付税、国庫支出金の、この国庫補助金の中身についても分かりました。お聞きしたいのは、地方交付税が1,701万4,000円で、繰越金で4,488万2,000円を充当させています。これはこういうふうにするしかなかったのかなと思うんですけども、ここでお聞きしておきたいの

は、この地方交付税が1,701万4,000円とする根拠っていうのをちょっと教えてくれませんか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。今回の補正のこの6,317万5,000円というところに充てていく、繰越金からまず4,488万2,000円を充てて、その次に、地方交付税を今回の、7月の交付決定のところの分で1,701万4,000円を繰越金から順番に充てていって、今回の6,317万5,000円というものに充てるというようなところでの順位づけで地方交付税のほうを充てました。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） こういうふうに職員給与等が昇給した場合、人勧に基づいてした場合、当然、地方交付税の算定についてはされてくるということが大前提になっているというふうに理解してるんですけど、それでよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。今の追加は、人件費の関係で追加はある予定です。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより議案第93号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。議案第93号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第94号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第94号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。それでは、追加議案書9ページをお願いいたします。9ページは、議案第94号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

常勤職員の給与改定の取扱いに準じまして、会計年度任用職員の給与改定を行うものでございます。

改正内容でございますが、別表として給料表を規定しておりますので、常勤職員の改定に準じて別表を改正し、令和6年4月1日から遡及適用するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより議案第94号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第94号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第95号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第95号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、議案の第95号ですけれども、説明については、令和6年度の南部町一般会計補正予算書の第6号で行いますので、御準備よろし

くお願いします。

議案第 95 号

令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度南部町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,317,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,969,266 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 18 日 提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 12 月 日 決 南部町議会議長 景 山 浩

それでは、このたびの補正でございますけども、令和 6 年度の人事院勧告及び国家公務員の給与等の改定に準じて、南部町職員の給与表を改定するものでございます。

月例給については、民間給与との格差の解消のために、初任給を含め、若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定ということになっております。一時金については、年間 4.5 月が 4.6 月分ということになります。

あわせまして、今回の補正で、職員の費用弁償であったり時間外勤務手当に伴うものを今回調整をさせてもらっていますので、御承知おきください。

それでは、歳出から説明をしたいと思います。歳出で、6 ページを御覧ください。6 ページの中ほど、2 款総務費、1 項総務管理費のとこです。1,156 万 7,000 円増額しまして、4 億 8,063 万円とするものでございます。

主なところだけをちょっと説明させていただき、以下、各費目でも同様の人物費に関わる補正でございますので、お読み取りをいただきたいという具合に思います。

次に、19 ページを御覧いただけますでしょうか。19 ページが一般職の給与費の明細書でございます。(1)の総括です。給与費と共済費の合計ございますけれども、比較によりまして、5,923 万 3,000 円の増額となります。この 19 ページの下の段には、職員手当の内訳を記載しています。

次に、19 ページから 20 ページに移っていただけますでしょうか。20 ページのア、会計年

度任用職員以外の職員、それから、会計年度任用職員に分けて記載をしております。このたびの改定では、行政職の 1 表の改定をいたしております。会計年度任用職員もそれ以外の職員と同様に、令和 6 年 4 月に遡り適用ということです。また、期末勤勉手当についても同様という具合になります。

次に、21 ページを御覧ください。21 ページの(2)ですけども、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。今回のこの人事院勧告による影響額、上段の給与の 1 、給与改定に伴う増減額分、ここが 1,537 万 4,000 円、下段の職員手当の 1 、制度改革に伴う増減分ということで、1,206 万 3,000 円ということになります。給与と手当の合計の影響額としては 2,743 万 7,000 円ということです。

その他の表については、お読み取りいただきたいと思います。

次に、ページ、随分戻ります。5 ページで歳入を説明させてください。5 ページです。5 ページの歳入ですけども、10 款の地方交付税、それから、14 款の国庫支出金、19 款の繰越金により歳出側の人事費の増額に対する調整を行ったということで、6,317 万 5,000 円の増額ということになりますので、以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので質疑を終結して、これから討論を行います。

原案の賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより議案第 95 号、令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。

議案第 95 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 96 号

○議長（景山 浩君） 日程第 9 、議案第 96 号、令和 6 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悅朗君） 町民生活課長です。それでは、令和6年度南部町国民健康保険特別会計の補正予算を説明させていただきます。予算書、第2号というので説明させていただきますので、お開きください。1ページです。

議案第96号

令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,326,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日 提出 南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日 決 南部町議会議長 景山浩

それでは、4ページをお願いします。歳入から説明させていただきます。8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。こちら、17万円増額し、9,849万円とするものです。一般会計からの国保会計での職員分の繰入金を行うものになります。

続きまして、5ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。5款保健事業費、2項保健事業費、2目保健施設管理費になります。17万円増額し、1,514万5,000円とするものになります。こちら、健康管理事業の人件費になっております。

続きまして、6ページをお願いします。6ページ、こちら、給与明細書になっております。一般職1人分の給与明細を載せております。次ページ以降も載せておりますので、御確認をよろしくお願いします。

以上になります。御審議よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより議案第 96 号、令和 6 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

議案第 96 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 97 号

○議長（景山 浩君） 日程第 10 、議案第 97 号、令和 6 年度南部町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。水道事業会計補正予算について説明いたします。

それでは、補正予算書で御説明いたします。1 ページ目を御覧ください。

議案第 97 号、令和 6 年度南部町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

総則。第 1 条、令和 6 年度南部町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的支出。第 2 条、令和 6 年度南部町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款水道事業費用 41 万 1,000 円を増額し、2 億 715 万 5,000 円とするものです。内訳は、第 1 項営業費用 41 万 1,000 円を増額し、1 億 9,167 万円とするものです。今回の補正は、人件費の補正を行うものです。

それでは、補正予算明細書で御説明いたします。15 ページ、支出を御覧ください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、4 目総係費、41 万 1,000 円増額し、1,758 万 1,000 円とするものです。これは、給与改定等による人件費の増額と職員の住所地変更に伴う各種手当額の変更です。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより議案第97号、令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第97号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第98号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第98号、令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。下水道事業会計補正について説明いたします。

それでは、補正予算書で説明いたします。1ページ目を御覧ください。

議案第98号、令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和6年度南部町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度南部町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、71万2,000円増額し、4億1,646万4,000円とするものです。内訳は、第2項営業外収益、71万2,000円増額し、2億5,492万1,000円とするものです。

続きまして、支出、第1款下水道事業費用、71万2,000円増額し、4億2,910万4,000円とするものです。内訳は、第1項営業費用、71万2,000円増額し、3億8,432万3,000円とするものです。

今回の補正は、人件費の補正を行うものです。

それでは、補正予算明細書で御説明いたします。9ページを御覧ください。

収入です。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、71万2,000円を増額し、5109万8,000円とするものです。

続きまして、10ページを御覧ください。支出です。1款下水道事業費用、1項営業費用、5目総係費、71万2,000円増額し、2,756万7,000円とするものです。

これらは給与改定による人件費の増額と職員の各種手当の変更によるものです。その増加した費用分に対する町会計の補助金収入を増額したものになります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

7番、米澤睦雄君。

○議員（7番 米澤 睦雄君） すみません、先ほどの10ページなんですけれども、説明欄に歳入の御説明のところで、繰入金に町会計いうのがあるんですけど、この説明をお願いします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。一般会計からの繰入金になります。以上です。

○議長（景山 浩君） 7番、米澤睦雄君。

○議員（7番 米澤 睦雄君） そうしたら、ちゃんと一般会計繰入金って書いておかんといけんじゃないですか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後1時55分休憩

午後1時57分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。9ページの収入に関する説明の町会計繰入金という表記につきましては、企業会計に下水道会計が移ったことにより、以前の一般会計という表記は使わずに、あくまでも町からの繰入れという意味で町会計繰入金という表記とさせていただいております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより議案第98号、令和6年度南部町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第98号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして、本日の会議日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日19日からは、予算決算常任委員会を持っていただき、付託されました議案につきまして御審議をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後1時59分散会
